

## 裁判手続等のIT化検討会（第9回）議事要旨

日 時：令和元年5月31日（金）16:30～18:30

場 所：内閣府本府 日本経済再生総合事務局内会議室

### 1. 議事

(1) 民事訴訟手続のIT化に向けた取組について

(2) 自由討議

2. ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用開始（資料①）について最高裁判所事務総局民事局富澤総括参事官より説明、民事訴訟手続のIT化の検討状況（資料②）について法務省民事局大野参事官より説明

#### （自由討議）

- 裁判所も法務省もとても熱心に検討されていて、非常に早く検討が進んでいると思っている。ただ、若干申し上げたいことがある。まず裁判所に関しては、音声画像と音声に変わったというだけではなくて、何か大きく変わったのだというものを新しく入れてほしいという気持ちが大変強い。ファクシミリは、現行民訴法ができた平成8年の段階のものであり、とっくの昔に変わっているはずのものである。ところが、それが20年たっても変わっていない。少なくともファクシミリで送れるものはPDFでも送れるというように変えてほしい。その送られたPDFを画像で見ながらみんなで議論するという形に是非してほしいと思っている。
- 法務省に関しては、IT化研究会の議論を見ていると、この段階で切り捨てられていくものがあるような気がしている。特に私が気になっているのは、メールでの送達というのは早々と切り捨てられてしまっているが、メールは利用しやすいので、それを早くから諦めるのはどうかと思っている。セキュリティーの確保されたメールの発達ということも今後考えられるのではないだろうか。
- 非常に密接したところでこのところの進展にかかわってきたので、ともすると自分がやってきたことを客観的に評価することが難しくなっているという気もする。そういう意味では、こちらの検討会が久しぶりに開かれて、多くの委員の方から現状どうなっているのかということについて御意見をいただけることが非常に有益だと考えている。
- 最高裁判所の資料について、これは弁護士事務所との対応になっているが、まずは個人の場合は、なしという前提で進むのかということが1つ質問である。また、このウ

ウェブ会議を行うに当たってのソフトというのは何か想定があるか。

- もう一つ、法務省に関しては、登録するアドレスというのがあったが、その際、これはやはり個人の場合は適用しないということか。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
まず1点目の個人は含まれないのかという点。この資料①では典型的な運用例として弁護士事務所と記載したが、必ずしも弁護士事務所に限られないと考えている。この辺りは最終的には各裁判所、裁判官の運用次第ということになる。現在、各地方裁判所に設置したプロジェクトチームでいろいろ検討しているので、その検討を待つ必要があるが、個人的には、本人訴訟であっても、本人であることが十分に確認でき、ウェブ会議の実施場所もプライバシーあるいは個人情報の保護、情報の管理等ができるような場所であれば、個人についても対象とするということは十分にあり得るのではないかと考えている。
- 2点目のソフトの点。こちらについては、マイクロソフト社のOffice365の中にあるTeamsというアプリケーションを利用することを考えている。
- 大野参事官（法務省民事局）  
通知アドレスの登録の範囲について御質問があった。まず前提として、個別の事件において、システム送達を利用したいということであれば、通知アドレスを届け出ただいて、利用できるようにしたいと考えている。そこで、問題は、通知アドレスをあらかじめ登録をしておいていただき、訴状の送達についてもシステム送達を利用できるようにするという制度を設けるということに関し、あらかじめ登録をする対象者の範囲をどうするかという点である。
- 例えば本検討会の報告書でも言及されていたと理解しているが、国や地方公共団体だったらどうか、あるいはもう少し広げると企業等の法人だったらどうか。さらに広げると、個人はどうかと広がっていくわけだが、個人についてはなりすましや登録を強要されるという問題が生ずるおそれがあるので慎重な検討が必要であるという意見が研究会においても示されている。また、登録の有効期間を設けるべきかという問題もあり、いずれにしても、引き続き議論が必要な課題であると認識している。
- 法務省の回答に対して個人は対象としないいただきたいと思っているので、そういう考えも含めて御検討いただきたい。
- まず最高裁判所に御質問させていただきたい点がある。来年2月からIT化が始まる争点整理の部分であるが、新たな運用をというところのイメージ図のところは書面による準備手続による場合の例という絵が描かれている。民事訴訟のIT化におけるe提出が完成されないまでは、いわゆる法律上の「書面」という文言は現在、紙の書面を意

味していると理解しているが、この争点整理の書面による準備手続をこのようにウェブ上でできるということは、民事訴訟法上の「書面」をどのように解釈してこのようなことができるようになってきているのか。もし書面による準備手続が終わった後、最終的に争点整理の結果を紙に出力したものがあれば、それは「書面」という文言をクリアしていると理解しているということか。

- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
フェーズ1の段階では現行法を前提にした検討及び運用をする必要がある。したがって、この新たな運用においても、裁判所あるいは双方当事人ともに紙媒体の訴訟記録は当然のことながら存在するということになる。
- この新たな運用の図の中では、パソコン画面上にデータが表示されているが、これは後で提出される準備書面のデータを事実上共有して、それを踏まえて議論をするとか、さらに書証のデータを事実上、アップロードして共有して議論をするなどの運用を想定したものである。例えばファイル共有をして編集をしてできたデータについては、最終的には、当事者の一方から、例えば準備書面等として提出していただくことになる。これがフェーズ2、フェーズ3になると全く違う局面になるが、フェーズ1の段階ではそのように考えているところである。
- ということは、現状フェーズ1の段階でも、準備書面はお互いに紙で提出されていて、かつデータでも共有しているという前提だということか。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
そのとおり。現在は、ファクシミリで事前に提出された準備書面というのがあることを前提に、それを踏まえて議論をしている。電子データという形でもアップロードを同じようにしていただいて、その中に双方の当事者が書き込みをするといったことは可能だと思う。ただ、その書き込みをしたものがそれでそのまま記録になるわけではなく、どこかの段階では打ち出しをして、どちらかの当事者に書面の形で提出していただくといったことになるかと思う。
- では、最後。データで収集し、共有したものを最後、どこかの段階で紙にしていれば現行法上の「書面」という文言はクリアできるという理解でよいか。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
どこかで誰かが紙にすれば、それで電子提出があったということを申し上げたわけではなく、例えばファイル共有されたものについて、それを記録として提出するためには当事者のどちらかが提出をするといったものでなければいけないと申し上げた。

- もう一点、法務省の報告を拝聴して、訴訟記録の閲覧の部分について検討されている範囲というのは、現状、今、公開されている部分だと理解したが、判決の公開の範囲について、さらに公開する範囲を広げるということの検討は特にまだないということか。
- 大野参事官（法務省民事局）  
ご質問としては、判決をより一般的に公開するような議論がされているかということか。判決の一般への公開については、民事訴訟法上で規律されているわけではなく、また、研究会ではあくまで法制面の検討を行っているので判決の公開の拡大について具体的な検討は行っていない。もちろん、御指摘のような意見があることは承知している。
- ウェブ会議等においてオンラインで繋ぐとき、弁護士事務所と繋ぐという形になっているが、例えば企業が当事者となっているときに担当者の同席とか、そういったことを想定されているのか。もし同席をするのであれば、その際、何らかの確認の手続をする必要があるのかということと、もう一点は弁護士事務所と繋ぐということになっているが、企業の例えば会議室とか、そういったところと繋ぐということも想定しているということでしょうか。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
弁論準備手続については非公開の手続ということになっているが、現行の民事訴訟法においても、関係者等については裁判所の許可を得て傍聴することができるとなっている。例えば現在、弁論準備手続を電話会議で行っているような場合についても、裁判所の許可を得て企業の担当の方が電話先に同席するといった運用もされているのだろうと思う。その辺りの確認をどこまでするのかというのは、最終的には各裁判官の裁量に委ねられているが、個人的な経験で申し上げれば、電話先に誰が同席しているかを代理人に確認をし、その上で手続を進めていったというところであり、そのような運用がウェブ会議でもされるのではないかと考えている。以上が1点目である。
- 2点目のウェブ会議の実施場所の問題について、こちらは先ほど御質問いただいたところと重なって回答してしまって恐縮だが、弁護士事務所に限られるものではないと考えており、例えば企業の会議室に代理人の方が来ていただいて、そこでウェブ会議を実施するといった形でも運用として許容されるのではないかと考える。もちろん、そのような場合にプライバシーの確保などが必要であるが、その点が確保されるのであれば、場所については制限しなくて良いのではないかと考えているところである。

- もともと私、弁護士をやっていたときは訴訟業務をメインでやっていたので、すばらしいことだなと思って聞いている。特に閲覧・謄写をするために出かけて行ってひたすらコピーをすとか、閲覧をしているときに関係者であれば記録を読めるけれども、タイピングまでは許されていて、撮影してはいけないとか、そういう中で非常に弁護士の時間を使っていたということがあるので、このあたりが改善されると日本経済全体にとって非常に生産性が高まるのではないかと感じている。なので、大変期待している。
- データの蓄積というのは資産になっていく。裁判所でも日々裁判業務を通じて、司法試験をトップクラスで通られた裁判官の方々が日々法律解釈と事実認定と証拠評価を行って、それが記録になって蓄積されている。これは、もともとは税金由来で生成されている成果物だと思うが、これがきちんとデータ化されて蓄積されていき、将来につながっていくというのは非常に意味があることだと思っている。
- 最近、私が衝撃を受けたニュースで、中国では過去の裁判例情報や統計データをもとに裁判所の判決業務を補助するシステムを開発された。実務投入されているというニュースを見て、そこまで来ているのだと、衝撃を受けた。恐らく日本だと裁判所内でも電子化というのはまだまだ進んでいなくて、紙ベースで個々の裁判所が保管している。保管期間が過ぎると廃棄されるという運用かと思うが、この法解釈の実務の中で生まれてくる一件一件の他愛もない判決、裁判例というのが非常に資産だと思うので、これはぜひ電子化の流れで、せめて裁判所内で蓄積し、共有し、それを裁判官が相互に見られるような状態というのが実現されると良い。
- その後、プライバシーの関係等もあると思うが、それはより広く企業とか一般国民に公開されていき、それが法的安定性と予測可能性を基礎づけるような礎になっていくと良い。統計的な分析に基づいて判決を予測できる、あるいは紛争の結果が予測できるというのは紛争をそもそも未然に防ぐことにつながるし、不要な紛争を削減するという意味でも非常に有用と思うので、大分未来の話かもしれないが、期待したいところ。
- オンライン提出、オンライン訴訟提起まで踏み込んでいるところがすばらしいと思って期待しているところ。他面で、何が実現できるか。いわゆるクラウド上のシステムをつくっていて、さまざまな企業がシステムを使っているが、まず万人に共通する使いやすいインターフェースというのは必ずないということだと思っている。
- インターフェースというものに正解もないし、100人が100人、これはベストだというものはないので、ある程度トライ・アンド・エラーをしていきながらやっていく。そういう中で、いわゆるAPIを公開してインターフェースの部分は民間等に競争させ、つくらせるということが大事になってくる。
- 結局、司法というのは全ての人のためのものなので、本当に使いやすいものをまずインターフェースとしてつくること。さらに言えば、必ず多分サポートが必要になると

思う。今、法務省で、オンライン申し立ての義務化が検討されているということで、オンラインでなければだめというところにまで踏み込んでいかざるを得ないし、今後、未来は必ずそうなってくるときに、使い方のサポートというものが必要になってくる。では、サポートはどこでやるのか、地方の例えば役所とか裁判所とか、そういったところが担っていく可能性が高い。

- 地方に住んでいる人たち、リテラシーの低い人たちの一番アクセスしやすいところがサポート業務を担っていく。サポートする側が一目瞭然で、今、どういう状態で、何故ここでエラーが発生しているのか、何でつまづいているのかがわかるインターフェースでないとなかなか難しい。
- これまでの議論でどういったものをつくるかというところは十二分に議論されているし、その運用をどう回すかというところも十二分に議論されているのかなと思っている。今、おっしゃったような、使いやすいかどうかである。e-Taxの例が出たが、やはり使っている人は非常に少ない。さらに、例えばSmartHRであるとか、マネーフォワードとか、freeeといったソフトを使って役所に出す書類を作ったり、税務の確定申告をつくる。実は国税のサイドもできるが、それを簡単にするだけで月々1,000円払う人がいるという現状になっていて、では、そのUI/UXでどれだけ違うのかというと、使いづらいのである。
- それで、一体私たちはどうやってサイトをつくっているかというところ、何をつくるべきかというところは今まで議論されてきていると思うのですが、これをどうつくるべきか。しかも、一方向ではなくて必ずぐるぐる回すようになっていく。まずつくったものを構築していったところのバックログをためてつくっていくが、レビュー、振り返りを経て継続も十二分にやっていきそれを学習させて、またデザインを変えていく。特に最近のUI/UXは計測の部分にかなりの重点を置いており、ヒートマップのようなもので、どこのサイト、どこのボタンをどのように押しているか、日々日々計測をとって、わずか0.1%でも変わればテストを繰り返してボタンを変えていくということをやっている。
- 例えば次のページ、我々は弁護士の先生方を一般の方々に御紹介するようなサイトを提供しているが、ほぼ毎週、何かを変えている。2週間に1サイクルで改善ということで、例えば左のボタンであれば、メールする、電話するが並列しているところを相談するに変えてみたところ、では、変わるか。これをやるときに全部の先生方、一気にやるわけではなくて一部やったり、ユーザーの仕分けをしたり、時間帯で分けたり、端末ごとで分けたりもしている。電話連絡か、メール連絡か、こういったことを変えていきながら、一番コンバージョンが高いところを目指す。コンバージョンが高いということはユーザーのほうで使い勝手がいい、わかりにくくない。迷わないところで何秒滞在して、速やかに次の画面に行っているか、こういったところを計測してユーザーインタビューなども繰り返しながらやっていく。

- 我々ももうサイト自体が1500万人ほど月に来るようなサイトに成長しており、弁護士の先生方も1万5000人登録しているということで、この辺のボタンを変えただけで変わっていくというのをしょっちゅう行っている。何を申し上げたいかというと、これまでのシステムが一度つくって、要件定義をつくって、それをベンダー、SIがジャッジしてつくっていくと思うが、つくりっ放しが一番まずいと思っている。このユーザーの行動を見て、それを分析して、有意なデータ差を見つけて改善していく。これを行っていく必要がある。
- 私たちは定期的にユーザーの方をお呼びしてユーザーインタビューなどを繰り返しながら、そこにどういった意味があるかということをしょっちゅう議論しながらサイトを変えていく。最後に、サポートの例があったが、将来的には、チャットボットとかそういったものでかなりの部分が人を介さずにサポートできるようになっている。イギリスの例で、学生がつくったドゥー・ノット・ペイというサービスがある。これは駐車違反の異議申し立て書類をつくるチャットボットである。質問に答えていくともう文書ができてしまうというのがある。なので、ユーザーのどこで迷っていて、どんなことが問題かを分析できていれば、ウェブ上で、恐らくほとんどの問題は人を介さずにボットで解決できるというように、それはそんなに遠くない、すぐにできることと思う。
- 委員から出た通知アドレスの登録制度について、個人についてどう考えるかというのは研究会でも当然議論になっているし、先ほどから出ているサポートも非常に重要であるということで、どのようにつくっていくか。その関係でオンラインもどうするかというのは議論されており、今日のお話を伺って、またよく検討させていただきたい。
- 大変細かい議論を続けていただいたことは拝見した。2点ほど最高裁にお尋ねをしたいが、1点目は、このシステムを導入していくとかなりの容量の重い動画像であるとか、かなり大量のデータを送受信することになるが、裁判所のネットワークをどうするかということについてはその後、御検討いただいているのかというのが1点。
- もう一点お伺いしたいのは、この検討会でもセキュリティー面の懸念というのは、いろいろな委員の方々から御懸念があったが、個別のアプリケーションのバグをなくすとか、個別のアプリのセキュリティーとシステム全体のセキュリティーをどう担保するか。あるいは不正なアクセスであるとか不正なデータの流出等を検知する仕組みは最高裁が自分で持つのかとか、そこは外注を出すのかとか、そういう検討は進んでいるのかどうかということをお伺いさせていただきたい。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
まず質問の1点目の点。御指摘のとおり、このフェーズ2、フェーズ3が実現されると、かなり大量のデータのやりとりが必要になる。そうなったときに、現在の裁判所のネットワークでは対応が難しいというのは、裁判所としても当然認識しているところ

ろであり、ネットワークの増設をするなどして、容量の問題にきちんと対応できるような形で検討をしてみたいと思っている。

- 2点目のセキュリティーの点。こちらも御指摘のとおりである。裁判所では、個人情報であるとか営業秘密であるとか重要な情報を取り扱っているので、情報セキュリティーはしっかりしていかなければいけないと思っている。その辺りは最終的には法制面の制度設計にもよるところではあるが、個々のアプリのセキュリティーはもちろんのこと、システム全体についてもセキュリティーをしっかり考えていかなければいけないと思っている。
- 最高裁の中にも情報関係部局があり、外部からCIO補佐官という形で専門家の方にも入っていただいている。そういった方の検討も踏まえ、こういった形でセキュリティーを担保していくのが良いのかについては、今後更に検討を深めていきたいと思っている。
- 1点。後半のセキュリティーの問題について、内閣官房サイバーセキュリティセンターのワーキンググループに、弁護士や法律研究者の先生方が加わっている。その先生方の間でもセキュリティーは大丈夫なのだろうかという声があるので、ぜひ酌み取っていただければと思う。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
そちらもしっかりと対応するように今後も検討をしてみたい。
- まず法務省へのお願いについて。IT化の前身ともいえるべきOA化を導入した現行民訴法の制定作業に携わっていたが、OA化にはリスクがあった。例えば電話会議にしても、周りに誰がいるかわからないというリスクがあった。それでも電話で訴訟行為ができることにし、少額訴訟では電話で証人尋問までするというところまで踏み込んだ。なぜそのようにしたかといえば、格段に民事訴訟が利用しやすくなると考えたからだった。新しい技術を取り入れるということにはリスクがある。リスクがあるからやめてしまうというのではなくて、非常にメリットが大きければ、若干リスクがあっても取り入れるということが大事だと思う。
- ファクシミリにもリスクはあった。間違い電話は幾らでもあったわけだから、間違いファクスが怖い。それでも、ファクシミリで訴訟書類を送付することをやめるという選択はしなかった。今、ファクシミリは、間違いがあるからやめますかといったら、誰もやめろとは言わないと思う。電話会議だってそうではないかと思う。後ろに誰かいる可能性があるからやめますかといったら、誰もやめろとは言わないと思う。それだけファクシミリや電話会議の利便性が大きいということである。
- IT化を進めるにしても、セキュリティーとかいろいろリスクが出てくると思う。でも、



それだけにこだわっていたら新しい制度はできないと思う。やはりリスクは抱えているけれども、大きなメリットがある、格段に使いやすくなるからこういう制度を取り入れるのだというように踏み切らないと新しい制度はできないと思う。

- IT化研究会の資料に、訴訟手続の特則、ウェブ会議を使った新しい迅速手続の提案があったが、まさしくそういうものこそ新しい手続として取り入れてもらいたいと思っている。
- 最高裁へのお願いについて。先ほど話があったが、書面による準備手続の協議の日時は正式な期日ではない。弁論準備手続の期日における電話会議は、電話で参加している人は実際に裁判所に出席しているのと同じことになり、その電話での発言は訴訟資料になる。
- これに対して、書面による準備手続の協議の日時での電話での発言は、訴訟資料にはならない。しかし、そうはいつても、書面による準備手続の協議の日時に、書証をPDF化したものをWeb会議の画面で見ながら議論する場面を考えると、そのPDFをプリントアウトしたものを書証の写しとして取り扱い、そして、PDF自体も書証の写しと同一のものとして議論しなければおかしいのではないかと思う。
- PDF化する場合は、準備書面でもファクシミリと同じく記名押印で足り、別に電子署名をする必要はない。ファクシミリについては、現行規則で、ファクシミリで送れば、それを正式な書面とすることにしたが、これには裁判所の中でも反対があった。なぜかといったら、ファクシミリで送られてくる書面は見にくいからである。
- 書証の写しにしても準備書面にしても見にくい。だから、裁判所の中ではクリーンコピーを出させると言う人もいたが、弁護士会とも約束して、正式書面にすることになったのだからと説明して分かってもらった。みんな我慢して、見にくいものを見ている。フェーズ1が始まってもその見にくいものを見ながら議論していくのかということ。PDFにすれば、プリントアウトしても、ファクシミリよりうんと見やすいではないか。準備書面だってPDF化して送って、それをプリントアウトしたものを正式書面にすればいいのではないか。そして、それは、法律を改正しなくても規則を改正すればできること。別にフェーズ2を待つまでもなく、フェーズ1の時代に規則を改正して、そういうことができるようにぜひしてもらいたいと思う。
- 先ほども委員からファクシミリの話をいただいた。いろいろなところでお話を聞く中で、電子提出のニーズがあるということを知るところである。裁判所としては、最終的な全面IT化、電子記録化も含めたIT化を進めていきたいと思っているところではあるが、電子提出をフェーズ3の先行的なものとして行うこともあり得るのではないかと個人的には思っている。どのようなことができるのかについては、システム等の関係もあるが、検討してまいりたいと思う。
- 背中を押していただいたと理解をしている。デメリットを恐れずに進め、あるいは踏

み切らなければ新しい制度は生まれないのだと、肝に銘じて検討してまいりたい。

- 今、話があったセキュリティーは大事だけれども、思い切って進めなければいけない、というのはそのとおりだ。ただ、私はもともとセキュリティーをやってきたが、一つ、すごく苦い体験があり、それを少しだけお話ししたいと思う。もう20年近く前になるが、地方公共団体で投票を電子的に行う電子投票法が施行され、実際に何カ所かでタッチパネルで投票するというのが行われた。ところが、ある自治体でそれでミスがあって、投票の一部が消えてしまうとか、そういうことが起こった結果、二度とやられなくなり、もう十数年、全くこの法律は使われていないという状況がある。
- 世間がもう電子投票はだめだと烙印を押されてしまったというようなことがかつてあったというのが、非常に苦い経験として残っている。セキュリティーをがりがりにやれということを行っている訳ではなく、一定程度のセキュリティーは保っていないと社会に受け入れられなくなってしまうのではないかとということを非常に恐れている。
- これは前々から言っているが、メリハリのあるセキュリティー。今まで一応判子を押しているぐらいのものに電子署名を押せとか、そんなことは言わない。けれども、一定のレベルは保って、ほかの人がうかつに、普通には見られないとか、出している人は一応認証して入ってくるとか、そういうレベルのセキュリティーはやはり要と思う。
- この前も言ったことがあるが、例えば文書による和解の承認だとか認諾だとか、そういう意思表示として決まってしまうようなものはやはり少し高いレベルのセキュリティーを持ってやらなければならないと思っている。こういうものは現在でも実印を要求したりしているレベルがあるので、その意味で、個々の手続について果たしてどこまでセキュリティーが要するのかというのをよく考えて、その上で妥当なレベルのセキュリティーにするのが大事だと思う。
- そこでよくあるのは、少し安全に行こうかなとする人が結構出てくるが、それをやってしまうと、まさに厳しいものがあって使えないものになってしまう可能性があるもので、そこをある意味では最高裁判所なり法務省なりがカバーしていただき、ここまで大丈夫だということのをうまく見きわめていただく、これから先、これが使えるものとなっていくときの重要なポイントだと思っている。
- 電子書面の関連で、契約書の領域ではCLOUDSIGNとか使うと思うが、既存の電子署名法にのっとった電子契約システムというのは全く普及しなかった。その中で、CLOUDSIGNさんは電子署名法とはまた違ったスキームでサービスを展開されて、そのことによって電子契約というのが爆発的に普及したという経緯が企業法務の特に契約実務ではある。裁判手続も個人の方に電子署名を課すみたいなことをやってしまうと本当に使いづらい制度になるという気がするというのが1点。
- あと、これは私の個人的な関心なので本論からは外れてしまうが、こういった形で全

てがオンラインで、書面とか証拠もオンラインで提出されるという時代が来たときに、これまでの裁判所の弁論、争点整理の進め方。原告に主張させて1カ月後に被告に反論させる。場合によっては引き延ばし戦法みたいなものにとられ、2年かかるみたいなことを本当にやり続ける必要があるのかというのは議論の俎上に上がってもいいのでは。例えば原告、被告、それぞれ重要な証拠、主張というのはいつまでに出してくれ、それをもって裁判所が判断するという運用にしてしまうことによって訴訟審理を効率化するようことはあってもいいとは個人的には思う。

- 山本座長

今、考えている特別な手続について説明をしていただきたい。

- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）

御指摘の手続については、電子手続に特化した訴訟手続の特則という形で第9回のIT化研究会で裁判所から提案をさせていただいたところ。簡単に内容を御紹介すると、主張書面の提出や証拠の申し出が全て電子的に行われることを前提として、当事者が同意をし、裁判所が相当と認める場合を要件として、主張、証拠方法について一定の限定を付し、一定の期日回数又は期間の中で争点中心の集中かつ充実した審理を実現することによって、紛争の実効性を担保しつつ紛争を迅速に解決する手続を設けたいといった提案である。

- これまで民事訴訟手続についても計画審理などの制度が設けられてきたが、このような制度がまだ十分に浸透していない中で、先ほど申し上げたような手続を新たに設けることにより、充実かつ集中した審理が実現し、裁判所において、民事裁判についての利用者のニーズをより一層十分に酌み取れるのではないかと考えている。

- 先ほどもお話があったように、裁判所としては、IT化をきっかけとして民事訴訟のプラクティスについても改善すべきところは改善していきたいと考えている。そういう中で、この特則についても一つの提案ということで検討していただいている。繰り返しになるが、裁判所としてはIT化をきっかけに民事裁判のプラクティスをしっかり改善し、利用者のニーズもしっかり踏まえた民事訴訟の将来の在り方を検討していきたいと考えている。

- 山本座長

この提案が最終的に研究会として提案していくためには、まださらに検討する必要があるが、今、貴重な御指摘をいただいたので、研究会でもさらにその点、検討していきたいと思う。

- 先ほど申し上げた質問の件で、最高裁からいただいたコメントについて、企業の会議室でもウェブの弁論準備という形も一応想定し得るという話だが、例えば、企業では、

訴訟等については、一元的に東京で管理をしているが、訴訟追行自体は地方、例えば大阪などで行う場合があり、その際、代理人は基本的に大阪の先生を使うということが多かったりする。例えば被告あるいは原告の一方当事者で弁護士事務所と企業の会議室、こういったところも一緒に繋げて、それでウェブの弁論準備の手续等ができるようになると非常にありがたいと考えているが、この点についてはいかがか。

- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）

裁判所としても、確かに、今おっしゃったようなニーズはあるだろうと認識している。現在の電話会議だと、御指摘のような運用は行われていないところではあるが、その辺りの運用をどこまで認めることができるのかについては、現在、各地方裁判所に設置したプロジェクトチームを中心に検討しているところ。

- 依頼者は依頼者のところで、代理人は代理人のところでつなぐということは一見便利だが、正直に言うと実は模擬裁判をやったときにストレスフルであった。同じ場所にいれば雰囲気誰がしゃべるかとか、こうだよねとかいろいろできるが、これがテレビ会議でつながっていると、なかなかそういう身内のコミュニケーションが難しく、意外とやりにくいというのが私の模擬裁判の印象である。だから、だめと言っているわけではないが、そういう面もあるということを上申上げる。

- 訴えの提起の際、特に個人、本人訴訟のときにセキュリティーが課題になる。パソコン上のソフトとかパソコンの性能とか、ある程度条件づけをしようと思うが、それにはかなりお金がかかるということもあり、今、若い方でもパソコンを持っているかというとなかなか持っていない状況である。公的な役所みたいなところで、例えば今、区役所で住民票をとるといようなことと同様に、500円出したらPDFにして送ってもらえるような、小さいお金でできる仕組みが必要だと思う。その際にお金のない方の場合、割引をすとか、何らかの手当てが今後のこととして重ねてお願いしたいと思う。

- それと、閲覧に関して、前の会議のときにもお伝えしたが、社会に対して公益なこととして必要だということについてはある程度を許容するという事はあると思うが、個人の尊厳とどちらが重要かというような部分は非常に線引きが難しい。それは誰が判断するのかというようなこともぜひお考えいただきたい。簡単に閲覧できる、できない、それが社会に対しての公益的なところがどうかということも含めて御判断いただけるような仕組みをつくっていただくようお願いしたい。

- 関連して、サービスを運営している上で、若い人たちはPCを持っていない方が非常に多くて、これからこの普及率はどんどん下がると思っている。

- 当初はパソコンだけで見られる画面というのをつくってきたが、今、直近ではスマホで来る方が9割以上を超えている。なので、今まで運用して開発していくときも、まずPCをつくって、それをスマホ版にアレンジするという形で開発の順番をつくっていたが、今は一切パソコンを捨てて、ほとんどのウェブサービスがそうなっている

と思うが、まずスマホでつくる。そして、PC用にアレンジしていくという順番になってきている。

- これは裁判の場合は関係ないと思うが、SEOと呼ばれる、要するに検索における優位性。ここもスマホファーストでないとGoogleにインデックスが大分後ろになってしまうということがあり、世の中はもう全てスマホファーストでつくっているという状況なので、なかなか書面をつくって提出するというのがスマホでできるかと言われると難しいところがあるとは思いますが、いろいろなところをスマホでできる部分とか、今後端末も変わっていくと思うので、こういったものが出ていったときに、では、5年後、2023年とかに実際の本格運用が始まったときは、今とまた端末の環境も全然違うと思う。そのころは全然今と違うのが出ていると思うので、せっかくこれからやるので、今から周回おくれて追いかけてPCでつくっていくと、結局また作り直していかなければいけないというところもあると思うので、そういった観点を片隅に置いていただければと思う。
- 私も今、御発言いただいたスマホで対応ができるようにするべきではないかというのは学生を見ていて非常によく感じているところなので同感である。現に韓国、中国では電子訴訟に関してはスマホでアプリももつakって対応しているので、そういったところも参考になるのではないかと考えている。
- 送達の部分で法務省から御提案いただいた現状の検討内容について、先ほど委員からは、個人に関しては通知アドレスの登録制度について除外したほうがいいのではないかという意見があったが、現在の若い世代は、スマホで全部メールなどやりとりをすることのほうがなれているので、そういった点をふまえると、登録制度に必ずしも個人を除外する必要もないのではないかと思う。
- 通知アドレスの登録制度というのを設けたときに、過去の議事を読ませていただくと、アドレスは裁判所に登録すると書かれているかと思うが、アドレスが登録された場合に、訴状のデータがアップロードされたということの当事者への通知は、登録制度を使っている当事者に関してはメールなどで通知が行くのだろうと思うが、例えばアメリカだと、訴状だけに限らず、書面に関して、まず当事者にメールで通知が届き、そこで1回閲覧したときに一定期間だけダウンロードがそこからできるようになるが、期間が過ぎると、メールからはダウンロードができなくなってしまって、あとはPACERという裁判記録の閲覧あるいは自分の事件記録からでないとダウンロードができなくなってしまうが、そういったことなどの方策などは既に検討されているのか。
- この③の現在検討中の案のところ、送達の時期は訴状のデータを閲覧したときとするとあるが、この閲覧をしたということはどうやって確認をするのか。課題としても、閲覧しないときはどうするかという課題が出ているが、閲覧しているか、していないかというのはどうやって確認をするのか疑問として思っている。

- 大野参事官（法務省民事局）  
通知の具体的な内容や閲覧可能な期間、さらにはシステム上閲覧の既読の有無をどのように記録をするのかという点については、システムの設計とも関連するため、細かいところまで詰められてはいない。ただ今、アメリカの例をご紹介をいただいたが、海外では御案内のとおり、IT化が進んでおり、実際にどうやっているのか調査をこれから本格的に進めていって、取り入れられるところがあれば取り入れる必要があると考えている。
- 今後、どう民事手続のプラクティスを変えていくかというところも当然、一くくりで考えたいと思っている。
- 今、委員がおっしゃったような問題、例えば既読の確認をどうするのだとかというのはシステムを実際につくるときに検討すべきことで、逆に言うと、既読ができるようにするにはどういうシステムをつくって、その下にどういうアプリケーションをぶら下げるかという具体的な作り込みの時点で現実的に確認、解決ができる要素が大きいだらうと思う。
- 逆に言うと、訴訟法上あるいはさまざまな規則上、既読を確認する必要が絶対あるのだということか、あるいは逆にそこは必ずしも確認する必要はない、訴訟の手続に必須でないということか、法令上、要求されるのはどちらかということによって大分変わってくると思うので、逆に、ぜひそういう民訴法上、これは絶対必要、逆にこれは必ずしも必要でないというところは先生方を中心に研究会でも御検討いただくといいと思った次第である。
- 先ほどおっしゃった電子投票の失敗という件に関して、参考までに次々回参院選をめぐりに在外投票をインターネットで行うということは今、検討中で、総務省でも今年度、実証実験を行うことにしている。民事訴訟のIT化にも参考となるのではないか。本人確認のやり方であるとか、途中の通信内容を秘密にするということでも検討を進め、セキュリティーのレベル分けをして、それぞれに必要なセキュリティー水準を実装していくということが、使いやすく、かつ安全に使えるシステムになると思っている。
- やはり気になるのは、このサービスをつくった、裁判のIT化をしたときに、本当に使ってもらえるものになるのかというところで、今、議論していることが本当に実を結ぶためには、いかに堅牢につくっても使いづらいと意味がない。
- もう一度、最近のSaaSとかウェブサービスは全てこういった体制でつくっているところを共有させていただきたいと思い、ユーザーのフィードバックをいかに企画書に反映させるかということをも最優先、最重視で考えている。そして、この開発部門を同床化というように、企画をする人たち、そして、それを書いていく人たち、つくる人たちというのが、1チームになっている。
- リーンスタートアップというように、今回も一部の裁判所で、先行で試していくとい

うようになっているが、それは当然、全てを一気にやってしまうと非常に小回りがきかないというところもあって、まずやってみて、そこで得られた検証結果をもとに、さらに改善をして全国に展開していくというような趣旨だと思っている。

- まさにそれはリーンスタートアップ的な考え方だと思うが、それを改善するためには、スクラムと呼ばれる開発手法をとって、いかにPDCAを高速で回すかというところ。このスプリントというのがそれを1週間で回して何をやるかを決めていくといったような手法をとっているが、やはりイメージとしては、裁判所から、最高裁からSIにお願いをしてつくっていくという従来型のシステムづくり方をしていくのだろうと思っているが、そこが今の流れとは少しかけ離れ始めているところがあり、このサービスを私が担当者でやってくださいと言われたら、まず最高裁の中にエンジニア、デザイナー、そして、ディレクター、アナリストを雇って1チームつくってやっていかないと、この同床化、1チームというのが難しい。それがすぐ最高裁でできるかどうかというのはなかなかいろいろな制限があると思うが、そういった発想をぜひ取り入れていただいて、民間のウェブサービスがどうつくられていくかを御検討いただければと思う。
- その中で、実際につくって運用を回していく体制というのがどのように、今、どうつくるかというところをまさに議論されていると思うが、つくったものをどう運用していくかという部分はどのように最高裁でお考えなのかをお聞かせいただきたい。
- 富澤総括参事官（最高裁判所事務総局民事局）  
私も昨年12月にオンライン裁判所の国際会議に参加した。その会議の中でも、民事訴訟手続を含めたIT化というのはユーザーフレンドリーなシステムにしなければいけない、そのためにはユーザーの意見もしっかり聞いてシステムの企画をし、開発をしていく必要がある、裁判所の内部だけで検討するというのは限界もあるといったお話を聞いてきたところである。
- したがって、最高裁としても、まずは制度設計がどうなるのかというものを見ていかなければならないが、その上で、ある程度の方向性が固まったところでは、システムの企画、仕様、開発をしっかり考えていかなければいけないと思っている。そのような前提でしっかり対応していくというのが現時点での回答である。
- やはりいいシステムをつくっていただきたいと思っているので、ぜひ最高裁の方々に、ここに並んでいるようなリーガルテックの企業に1年間出向していただき、どのようにシステムをつくっているかなどを週一でも来ていただき実地に体験していただくと、非常に大きなデータ、知見になってくると思うので、そういったことも、もし可能なのであれば、諸外国が進んでいる中、後発で入っていくので、どうせだったら世界で最先端のものをつくっていただきたいと思うので、今、一番早く進んでいるのは

民間だと思うので、そういった手法を検討いただければと思う。

- 山本座長  
貴重な御提案をいただいた。やはり民間に学んでいくということがこの分野においては必要不可欠であることは明らかだと思うので、その点については最高裁も一緒になって真剣に検討いただければと思う。
- 1つ目だが、最初に各人、意見を言うという最初の一回り目のときにリーガルテックの関係者の方々からは、本人サポートについていろいろ指摘をいただいたかと思う。この点は法制度の点ともかかわり合いがある。4月に行われた商事法務の研究会での裁判IT化研究会の際に、本来、申し立てをする者として、どの範囲の者に義務づけをするのかという話があった。その際には、甲案としては全員義務づけをする。丙案というのは必ずオプションにする。書面でもいいし、オンラインでもいい。乙案というのがその真ん中で、代理人がついている場合には、その代理人はオンラインでなければいけないという提案だった。
- そのときに何人かの委員の人から出た発言の中で、甲案を採用するというのであれば、しかるべき本人サポートがないと世の中は回らないのではないかと。その上で、どういった本人サポートを今、考えているのかと尋ねたところ、それはまた別途、考えなければいけないという話で、そのときに委員からは、甲乙丙についてどれがいいのだという議論もなかなか難しいという話があった。そう考えると、本人サポートのあり方については、法制度の検討の上でもやはり必要なことなので、同時並行的に考えていくことが必要になってくるのではないかと感じた。
- 2点目、たしか5月の研究会のときに出た議論だったと思うが、口頭弁論をウェブ会議で行うときに、どういった要件のもとで行うことを認めるのかということが議論された。その際には、ウェブ会議で口頭弁論を行う前提として、裁判所の事件管理システムに登録されたユーザーでないといけないことが想定されているのかということをお尋ねした。その心は、裁判所の事件管理システムを利用できる前提として、しかるべき本人確認がなされているのかどうかということをお尋ねしたもので、第1回の口頭弁論期日において人の成り済ましが生じるリスクがあるのかどうかという観点での質問だった。
- これはどういったシステムを設計するのかということにかかわり合いのある話で、そのシステムのあり方と法制度のあり方というのがリンクしている部分があると思っていたところ、そのシステムのあり方については必ずしもこういう形のものを想定しているという前提で常に議論がなされているかということ、そうではないということがあったと思う。
- 私が申し上げたいのは、法制についての検討が今後進むが、そのときには一応こうい



うシステムのあり方、姿を考えている上での案というような形で、議論の前提として  
どういうシステムになるのかということをお互に一定程度共通認識にしておかないと議論が  
錯綜しやすいのかなと感じた次第である。今の点については法務省に提案をいただく  
ときに検討していただければと思っているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

- これは訴訟代理人としての経験から、裁判手続でストレスを感じる部分として、登記  
書類だったり住民票だったりを代理人側でとらなければいけないというのが非常につ  
らくて、これはもともと国が提供しているものをわざわざとって国に提出するという  
ことをやっており、できれば国、裁判所サイドでほかの省庁のシステムと連携して、  
代理人側でとらなくてもいいようになればすごく利便性が高まるのではないかなとい  
うのが1点。あと供託とか印紙とかも同じと思う。
- あと2点目で、先ほど論議に上がっていた第三者の閲覧の範囲をどうするか、一般に  
公開するかどうかというのは慎重な議論が必要だというのは大変理解できる。もう一  
つ、議論に上がってもいいのは、代理人が、弁護士が例えば自分の依頼者の案件の判  
決の結果を予測するためにほかの案件を見に行くというニーズはあると思う。あるい  
は裁判所内部でほかの裁判官の記録を見るというニーズはあると思うので、当事者で  
はなく、代理人まで広げるとか、そういったことは検討いただくと代理人のアドバ  
イスの質を上げる、高めるという意味では非常に有益なのではないかと思う。
- あとは例えば研究用、大学の研究者の方がそういった情報にアクセスすることを認め  
るとか、段階を分けた第三者の閲覧というのを認めるというのがあってもいいのでは  
ないかと思った次第である。

- 山本座長

言われた点はバックオフィス連携などと名づけて研究会でも議論はしている。ただ、  
どこまで司法と行政の間ですることができるかは検討しなければいけない問題はある  
ということかと思う。第2点は、まだ十分議論していないので、きょうの意見を参考  
にしてさらに考えていきたいと思う。おおむね民事訴訟の関係でよければ、本日、杉  
本委員から参考資料を提出いただいております、倒産手続のIT化について、これは我々の  
作成した報告書においては、民事訴訟におけるIT化というのを第一義的に進めるとい  
うことになっていたわけだが、倒産手続ではある程度既にIT化を活用した運用とい  
うのがされている事例もあるという観点から、運用面において倒産手続のIT化とい  
うのは民事訴訟のIT化といわば並行して検討するということが考えられるのではないかと  
いうような提言をした記憶があるが、その倒産手続のIT化において、IT化というのを  
どうのように考えていくかという資料かと思うが、この点について杉本委員から説  
明をお願ひしたい。

- 杉本委員

取りまとめには、倒産手続については現行法下でのプラクティスのあり方を基本としたIT技術の活用について、民事訴訟のIT化の検討結果を待たずに検討を進めるということが明記されることとなったため、これを受け、2018年11月に倒産手続のIT化実現に向けた研究を始動するために、倒産や事業再生分野の研究・意見交換の場として、商事法務に設立をされている事業再生研究機構に研究者と倒産実務家を主な委員とした「倒産手続のIT化研究会」というものを発足させた。私、杉本が座長を拝命し、倒産実務の経験が大変豊富な実務家の先生方とともに、11月から月に一度、研究会を開催して現在も議論を行っている。

- さきの取りまとめでは、民事訴訟全般のIT化の検討を先行させつつも、倒産では現行法下でのプラクティスのあり方を基本としてIT技術を検討するということであったので、当研究会においても、現在の倒産実務において現行倒産法及び規則の範囲内で実現が可能な倒産手続のIT化と、民事訴訟全般のIT化が実現された後、法改正を伴わなければ実現が難しい倒産手続のIT化というものを明確に峻別した上で議論を行っているところ。
- 研究会においては、倒産手続のIT化の実現に向けた議論においては、広く全国の倒産実務家の方の要望を反映したいと考えたため、「倒産手続のIT化に関するアンケート調査」というものをウェブアンケートにて、2018年11月から12月中旬までの間に行った。倒産手続のIT化に関しては全国の先生方もニーズが高いということがわかった。
- また、倒産手続のIT化が実現するとした場合には、手続のどの部分にIT技術を利用すると便利だと思えますかという質問をしたところ、「オンライン債権届出」を早くつくってほしいという意見が最も多く、それに続いて「申立関係書類・資料等のデータ提出」「ホームページ等を利用した債権者への通知」「Eメール等の利用など郵送に代わる債権者への通知」というものが続いた。これらのアンケート結果で倒産手続のIT化に対する全国の倒産実務家の要望はある程度共通しているということがうかがえ、研究会での議論に大変有意義なアンケートとなった次第である。
- 研究会では、まず現行法下における実務的な運用としてのIT技術の活用の検討というものを第一の目的と据えている。しかし、将来的には、倒産手続においても全面IT化の実現を図りたいところなので、将来像としての理想としている倒産手続のIT化ということで、配付資料にもあるように「5つのe」というキーワードを設定し、最終形態としてのIT化された倒産手続を想定することによって、現状で法改正を伴わずに現行法下でできる実務的運用としては、どの部分がIT化をできるのかということを検討することとした。
- 民事訴訟のIT化では、「3つのe」が設定されているが、倒産手続のIT化においては「5つのe」、具体的には「e提出」「e事件管理」「e集会」「e届出」「e情報提供」というものを設定している。なお、現在、対象とする倒産手続というのは、主に法人を債務者としている破産・再生・更生の手続を想定して議論を進めている。

- まず「e提出」だが、これは民事訴訟のIT化における「e提出」と同様である。倒産手続の申し立てに際しても、電子データによるオンライン提出を可能にすることが必要不可欠だと思われる。特に倒産においては、申立書に加えて、債権者一覧表、財産目録などの関係書類を添付しなければならないので、債権者数が非常に多い大型の倒産事件であれば、債権者一覧表だけでも紙にするとかなりの量になってしまう。したがって、これらの書類を紙としてではなく、電子データとして裁判所に提出できるようになることが必要だろうと思っている。
- 倒産手続では、事業価値の毀損回避のために、こういった申立書、報告書、財産目録や許可申請書など、通常の訴訟手続以上に短時間で複数の書類の提出をすることが必要となる場合があるので、こういったe提出の実現によって、電子データでの書類提出というものが認められるようになると、申立人あるいは管財人等は、裁判所に持参したり、あるいは郵送していたというような事務手続が軽減されるとともに、裁判所によっても迅速な対応ができるようになるのではないかと考えている。もっとも、このe提出においては、基本的には民事訴訟のIT化におけるe提出の完成を待って、ここで利用されるシステムを同様の方法で利用しながら、倒産でもe提出が実現することになるのだろうと考えている。
- 次に、e事件管理だが、こちらも民事訴訟のIT化における「e事件管理」と基本的には同様である。裁判所管財人、利害関係人等が、記録を電子データで保管し、随時かつ容易に事件記録の電子データにアクセスができるようになるということが必要だろう。
- もっとも、倒産手続は非訟手続なので、事件記録の閲覧や謄写ができるのは利害関係人に限定されている。そのため、e事件管理が実現した後も、事件記録に直接アクセスできるのは管財人等と利害関係人に限定されることになる。また、倒産における記録には、債権者一覧表ですとか債務者の営業秘密等、記載されるものが含まれるので、個人情報や営業秘密等の保護というものが徹底されるように慎重な対策が必要であろうとも考えている。もっとも、このe事件管理についても、先ほどのe提出と同じように民事訴訟のIT化の完成を待ち、そして、同様の方法によるのだろうと考えている。
- 次からのe集会、e届出、そして、e情報提供については、倒産手続特有の制度である。まずe集会について、倒産手続では、申し立てがあると債権者集会が招集される。原則的に現在の債権者集会は裁判所で行われているが、債権者が遠隔地に所在しているような場合には、債権者集会の参加が困難になる場合がある。そこで、ウェブ会議システム等を利用しながら、債権者集会の様子をライブ中継するなどして、遠隔地に所在する債権者が容易に債権者集会に参加できるようにしたいというのがe集会の趣旨である
- 利害関係人である債権者が、適切に進捗状況を知りながら、情報収集ができるように導入をするというもの。e集会の実現に当たって、民事訴訟のIT化におけるe法廷で

使用されるウェブ会議システムを利用するという事も検討できるかと考えているが、リアルタイムでライブ中継するというようなことを想定すると、倒産手続は先ほども申し上げたとおり非訟手続なので非公開であるし、かつ、動画を視聴する者の範囲を制限した上で、そういった録画したものがネット上に拡散しないような防止対策というものも必要になると考えているので、また別の検討も必要になるのだろうと思っている。

- さらに、債権者集会では、議決権の行使、投票が行われる場合があるので、e集会をさらに一歩進めて、ウェブ上で、リアルタイムで議決権の行使ができるような工夫というものも必要ではないかと考えている。
- 次のe届出について、これは先ほどのアンケート結果にもあったとおり、倒産実務家の方々からも早く実現が期待されているところである。倒産手続では、債権の届出・調査・確定の手続があるが、この部分が最も管財人等の事務負担が大きい手続となっている。多くの債権者が関与している債権届出には、通常の民事訴訟手続にはない制度のため、裁判所あるいは管財人等は、たくさんの債権者に対して多額の郵送費用を費やした上で通知を行い、債権者から提出される膨大な債権届出書を受け付けて、書類の不備の補正や書類の整理などを行うといったような事務を負担することになる。債権者としても、現在は債権届出を紙で行わなければいけないことになっているので、必要事項の記載、添付書類の印刷や郵送手続などの手続上の負担や費用などの経済上の負担を強いられているところである。
- そのため、裁判所や管財人等の事務負担及び債権者側の事務負担の軽減を狙い、オンライン債権届け出システムというものを構築して、債権者がオンラインで簡易かつ容易に債権届け出ができるようにするようなe届出を実現すべきであると考えている。裁判所あるいは管財人等がこのようなシステムを利用することによって、債権届け出の管理等を電子データで適切かつ簡易に行えるようにする必要があると思う。
- 現在では、紙の書面で届け出られた債権届出書を管財人等がデータで入力して、それをデータで管理しているというところがあるので、これを最初からオンライン債権届け出システムを使って、届け出の段階から電子データ化することによって、管財人等の債権調査等に係る事務負担も大きく軽減されるとともに、郵送費用等のコスト軽減にもつながると考えている。
- さらには、先ほどは債権者集会での議決権の行使というのを申し上げたが、大型の倒産事件になると議決権の行使は書面等投票で行われる場合が多くあるので、こういった債権届け出システムが利用できると、オンラインによる議決権行使もこのシステムを利用して可能になるような工夫ができるのではないかと考えている。
- こういった債権の届出・調査・確定、そして、議決権の行使という手続は、民事訴訟手続にはない制度のため、民事訴訟のIT化が実現しても、いわゆる「3つのe」によってはカバーされない部分であると考えている。したがって、倒産手続独自のIT化と

して、別途実現に向けたプロセスを検討しなければ、たとえ e 提出や e 事件管理が完成したとしても、この部分だけは大量の紙が併存してしまうことになる。既に過去には、紙の書面では債権届出が対応できない、対応することが不可能な大型の倒産事件が存在しているので、e 届出は早期に実現する必要性が高い倒産手続の IT 化だと考えている。

- そして、最後に 5 つ目の e 情報提供である。倒産手続では、手続の進捗状況など債権者に対する債務者等の情報提供が求められる場合がある。現在、債権者が情報を得るための倒産法上の手段としては、債権者集会における管財人からの説明や事件記録の閲覧・謄写というものが主なものとなるが、遠隔地に所在する債権者等は、倒産裁判所へのアクセスが困難であるので、これらの手段による情報収集がなかなかできないというところがある。
- そこで、債権者がアクセス可能なウェブサイトやクラウド上に、管財人等が、財産目録、収支計算書、貸借対照表や債権の認否一覧表、そのほか債権者に提供が可能な情報を任意にアップロードし、適宜債権者に対する情報提供を行う。これが e 情報提供である。これは管財人等から適宜に情報提供を行うということであるので、これによって債権者が自分で裁判所に赴いて、事件記録を閲覧・謄写するというような必要も軽減するし、適切な時期に必要な情報を債権者がみずから収集することができるようになるかと思う。既に現在でも大規模な倒産事件では債務者会社のホームページを利用して、債権者に対する情報提供が行われている場合があるが、ホームページ等を利用できない債務者もいるので、そういった債務者に対しても e 情報提供が実現できるような方策の検討を考えている
- さらには、e 情報提供の一環として、債権者集会とは別に管財人等が任意に債権者説明会を行った場合には、こういった説明会に参加できなかった債権者のために、そのウェブサイトやクラウド上で説明会の録画を事後配信するということも検討している。以上の「5 つの e」を設定して、現在、研究会で議論を行っているが、このうち「e 提出」「e 事件管理」に関しては、先ほど申し上げたとおり、民事訴訟の IT 化が実現された後、そこで構築されるシステムを利用することになると考えている。「e 集会」は e 法廷で利用されるウェブ会議システムの利用の可能性を考えるが、債権者集会の非公開性、そして、多数の利害関係人を対象としている点などは倒産手続に特有の性質であるので、e 法廷の機能だけでは対応できない部分があるのではないかと考えている。
- 「e 情報提供」も倒産手続特有の制度であり、管財人等から任意に提供される情報提供であるので、現行法下におけるプラクティスとしての IT 化として既に容易に実現ができるものと考えている。倒産実務家から最も実現の要望が高い「e 届出」に関しては、その早期実現に向けて、現行法下におけるプラクティスとしての IT 化として、この「e 届出」を実現できないかということについて現在、検討を重ねているところである。

この研究会の検討結果につきましては、中間取りまとめとして、今年の秋ごろまでには公表する予定になっている。

- 以上、現在の倒産手続のIT化における取り組みを御紹介させていただいた。
- このe届出、ぜひやっていただきたいと思っているが、今の方針について教えていただきたい点がある。まず、債権者について、しかるべきIDを付与するのかということ。本人確認してIDを付与するとなると今より大変になってしまう可能性もあるが、IDを付与しないと誰でも勝手にできるのでここは一つのジレンマがあるのかと思うというのが1点。例えば、昨日、届出した債権者がそれを訂正するとかというときに、それが同一人物かどうかと考える場合には、そのIDの付与とか必要になるかもしれないような形で例えばIDが必要な場合もあると思うし、どのようにIDを考えるかということ
- もう一点が、このe届出は裁判所のシステムでやるのも一つの手だが、これは管財人がやっている仕事なので民間のシステムをつくって、それで動かしていくという手もあると思う。もちろん、法律の枠組みは必要だが、そういった方向性についてどうお考えか、その2点。
- 杉本委員  
それはe届出の話になろうかと思うが、e情報提供でも今はホームページなどでも例えば誰でも情報が見られるようになっているが、本来は利害関係人に限定されるべきだと思われるため、e届出ないしe情報提供において、債権者には今のところIDとパスワードを最初に知らせることでウェブサイトログインしてもらおうという形で対応してはどうかと考えている。現に中国等の倒産手続に関しても、IT化されたウェブサイトIDとパスワードを入力してログインするので、そういったところも参考にしたいと思っている。
- 2点目のe届出に関して、そのように言っていただけると大変心強いところである。現状は東京地裁の特に20部の実務では、破産管財人等に債権届出書届出書を直送する実務が定着していると思うが、このような実務は規則によるものであるので、そういった実務等を参考にしながら、管財人等に債権届出システムを利用しながら直接債権届出ができるようになるのではないかと検討している。
- その際には、やはり民間の業者の方に御協力を賜り、そういったe届出のシステムの実現を早期に図っていきたいというところで、いろいろとリーガルテックの方々にはアドバイスを賜りたいところである。
- 原告となって貸金返還請求訴訟等を提起することがある。その場合は、債権回収が目的であって、訴訟は単なる一手段、つまり最終的には強制執行手続きを想定している。
- 強制執行手続において、現状は判決正本、執行文が必要となっているが、例えば判決

文が電子化されたとして、手続きの申立てをする際に、またそれを紙にして同じ裁判所に提出するという電子、紙、電子というような流れはペーパーレスというところからすると逆行している部分があると考えており、先ほどバックオフィス連携の話もあったが、そういう意味では、裁判所の中で、訴訟からの強制執行手続について電子的なシームレス化が実現すれば非常にありがたいと考えている。

- 山本座長

それでは、本日の議論はこの程度とさせていただきたい。特に本日は3人のリーガルテック関係の専門家にゲストとしておいでいただき、大変有益な情報を提供していただいた結果、活発な有益な議論ができたものと思う。

- ぜひこのような機会をある程度、臨機に、先ほどの御説明だと来年の初めぐらいに法制審議会に諮問が出されるということだが、当検討会としても引き続きその議論の模様をフォローして議論を続けることができればと思うので、ぜひよろしく願いしたい。